平成 1 9 年 5 月 2 5 日 都市経営・行政運営調整委員会 配 付 資 料 行 政 運 営 調 整 局

# 個人住民税の税制改正に関する広報について(報告)

平成19年度の個人住民税について、給与所得者には5月15日に勤務先へ税額通知書を送付いたしました。また、6月4日には事業所得者や年金所得者等を対象に納税通知書を送付します(合計約172万人)。

今年度、個人住民税については、税源移譲等により大幅な税制改正が行われるため、「広報よこはま税務特別号」の全戸配付をはじめ、様々な広報に努めております。引き続き十分な周知を図ってまいります。

#### <参考> 今年度の個人住民税改正のポイント

- 1 国の所得税から地方の個人住民税(市民税・県民税)へ税源移譲が行われます。
- → 個人住民税と所得税を合わせた**税負担は変わりません。**
- 2 定率減税の廃止
- 2、3の理由により個人住民税の負担が増えます。
- 3 県民税の超過課税の実施

## 1 広報よこはま税務特別号の発行

- ・5月中旬に市内全世帯(約150万世帯)に配付
  - (内容) ① 3つの改正のポイント(税源移譲、定率減税の廃止、県民税の超過課税の実施)を図やQ&A等により説明
    - ② モデルケースにより負担額を説明
    - ③ 国民健康保険等の関連事業への影響をQ&A等により説明

#### 2 納税通知書等への説明チラシの同封

- ・5月15日に給与所得者を対象に勤務先へ送付した税額通知書に同封
- ・6月4日に事業所得者や年金所得者等を対象に送付する納税通知書に同封
  - (内容) 3 つの改正のポイント(税源移譲、定率減税の廃止、県民税の超過課税の実施) を説明

### 3 その他

- ・今後、街角スクリーンや「ハマジン(5月号)」(本市とサンケイリビング新聞社とのタイ アップフリーペーパー)などへ掲載予定
- ・ 東京都 (5月中旬) や神奈川県 (5月末) などによる首都圏の各鉄道での広報ポスター の中吊り等

# 参考

### 【これまでの広報等の取組み】

○ 広報ポスター掲示・チラシ等の配付

広報ポスターの区役所、区民利用施設、市営地下鉄各駅などでの掲示(約1千枚) 広報チラシ等の区役所窓口、街頭キャンペーンなどでの配布や町内会回覧(約42万枚) 国民健康保険改正影響案内チラシの配布

○ 広報よこはまでの案内

市版及び区版での税制改正案内の掲載(延28回掲載)

○ ホームページでの案内

市税ホームページ及び各区ホームページ(13区)での税制改正案内

○ 納税者(区民)説明会等の実施

区局合同の年末調整説明会、区での町内会連合会への出前説明会等の実施(延 79 回:約1万人)

○ 街頭キャンペーンの実施

区・局で鉄道駅頭や区民利用施設等において街頭キャンペーンの実施(県共同開催)(延 22回)

○ 町内会でのチラシ回覧

町内会での税制改正チラシ回覧の実施(11区)

○ 広報ビデオ等の活用

街角スクリーンや区役所待合コーナー等(12区)での放映

○ 関連業務への説明会等の開催

税制改正内容の18区保険年金課及び健康福祉局保険年金課等の関係職員への説明会等(延 5回) や各区での関係課職員等の情報交換会の実施(13区)

健康福祉局保険年金課等による税務担当課長会等での説明

○ 横浜市コールセンターへの対応

コールセンターへのQ&A提供や説明会の実施(4月24日)

○ 八都県市が連携して広報キャンペーンを実施

八都県市(神奈川県、横浜市、川崎市、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、東京都) が同日(5月7日)に広報キャンペーンの記者発表を実施